○総務省告示第二百二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、民進党参議院比例区第８総支部及び政治結社國照會から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第四百二十五号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十七年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成三十年六月二十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨は、これを加える。

訂正後	訂正前
〔政党の支部〕	〔政党の支部〕
民進党参議院比例区第８総支部	民進党参議院比例区第８総支部
［略］	［同左］
［１・２　略］	［１・２　同左］
３　本年収入の内訳	３　本年収入の内訳
［略］	［同左］
寄附　25,070,000	寄附　25,070,000
団体分　25,070,000	団体分　70,000
	政治団体分　25,000,000
［略］	［同左］
［４　略］	［４　同左］
５　寄附の内訳	５　寄附の内訳
〔団体分〕	〔団体分〕
パナソニックグループ労働組合連合会　70,000　門真市	パナソニックグループ労働組合連合会　70,000　門真市
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会　25,000,000　都・港区	〔政治団体分〕 電機連合政治活動委員会　25,000,000　都・港区
〔その他の政治団体〕	〔その他の政治団体〕
政治結社國照會	政治結社國照會
［略］	［同左］
１　収入総額　60,417	１　収入総額　0
本年収入額　60,417	
２　支出総額　60,417	２　支出総額　0
３　本年収入の内訳	［新設］
寄附　60,417	
個人分　60,417	
４　支出の内訳	［新設］
経常経費　55,100	
事務所費　55,100	
政治活動費　5,317	
組織活動費　5,317	